

平成 26 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況 (平成 26 年 9 月末)

「滋賀県いじめ防止基本方針」の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」に掲げる項目に基づく体系に沿って取りまとめている施策の上半期の実施状況および下半期の実施予定についてまとめています。

1・施策の体系

1 いじめの防止等のために県が実施する施策	(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 (法第 19 条関係)
(1) 県立学校におけるいじめの防止 (法第 15 条関係)	① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動
① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実	② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備
② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援	(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等 (法第 20 条関係)
③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発	(7) 啓発活動 (法第 21 条関係)
(2) いじめの早期発見のための措置 (法第 16 条関係)	(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置 (法第 24 条関係)
① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施	(9) 学校相互間の連携協力体制の整備 (法第 27 条関係)
② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備	(10) 学校評価 (法第 34 条関係)
③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備	(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援
④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援
(3) 関係機関等との連携等 (法第 17 条関係)	(1) いじめの防止等の取組に対する支援
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上 (法第 18 条関係)	(2) 人権教育に対する支援
① 教員の資質能力の向上	(3) いじめの防止等に関する情報提供等
② 生徒指導に係る体制等の充実	(4) 私立学校主管部局の体制整備
③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保	3 重大事態への対処
④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保	(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者 または学校による調査
⑤ 学校運営の改善への支援	(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 県立学校におけるいじめの防止(法第15条関係)

① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
しが道徳教育推進事業	<p>児童生徒が自他の人格を尊重し、生命の尊さについて考え、生きることの自覚を深めるなど、創意あふれる滋賀の道徳教育を推進するため、研究指定校を設けて実践的な研究に取り組み、研究成果を普及するとともに、道徳教育リーダーの研修会や「道徳の時間ガイド」を作成し、教員の指導力向上を図ります。</p> <p>○研究指定校:小学校2校、中学校1校</p>	500	<ul style="list-style-type: none"> 研究指定校の決定、訪問小学校2校、中学校1校 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育リーダーの研修会の開催予定 「道徳の時間ガイド」作成委員による作成 	学校教育課
道徳教育地域支援事業(道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業)	<p>児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心、自立心や責任感を育むなど、道徳教育の充実を図るため、拠点推進地域(3市(小・中学校7校の推進校を含む))と推進校(県立高校1校)において実践的な研究に取り組むとともに、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を実施します。</p> <p>○道徳教育推進教師研修会の開催:年3回 ○道徳教育推進協議会の開催:年3回</p>	6,000	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育推進教師研修会:5/9、8/19 2回開催 道徳教育推進協議会5/20 1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育推進教師研修会:10・11月、研究大会参加 道徳教育推進協議会10・11月、研究大会参加1/16 開催予定 	学校教育課
いじめや差別を許さない学校づくり推進事業(人権教育パワーアップ事業)	<p>人権尊重の視点に立った「授業づくり」「環境づくり」「仲間づくり」について、実践・研究を重ね、子ども一人ひとりが大切にされ安心して生活できる学校づくりを推進します。</p> <p>○いじめや差別を許さない学校づくり検討委員会の開催:年4回</p>	487	<p>検討委員会の開催:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中・高の副校長・教頭6名で構成する。 「授業づくり」「環境づくり」「仲間づくり」の取組のポイントについて意見交換を行った。 	<p>検討委員会の開催予定:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 各協力校での実践例をふまえ、「環境づくり」「授業づくり」「仲間づくり」の取組のポイントをまとめて県内の学校等に発信する。 	人権教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
人権教育リーダー養成講座(人権教育パワーアップ事業)	人権教育の充実を図るため、学校における人権教育推進の若手および中堅リーダーを育成するための基礎講座と実践講座を開催します。 ○講座の開催:各3日間	290	基礎講座・実践講座を各2回開催。 講演「いじめについて」 講師: 聖泉大学副学長 高橋啓子さん	基礎講座・実践講座を1回開催予定。 また、受講者は人権教育推進リーダーとして勤務校で取り組んだ内容を報告することとしている。	人権教育課
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業 新	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた滋賀のめざす特別支援教育のあり方について検討します。	5,289	・特別支援学校と小学校の児童が共に学びあうモデル事業を実施。(草津市・甲賀市) ・市町の就学指導を支援するための研修会を4回、研究会議を2回実施。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会を2回実施。	・特別支援学校と小学校の児童が共に学びあうモデル事業を引き続き草津市・甲賀市で実施予定。 ・市町との連携による就学指導研究会議を2回実施予定。 ・滋賀のめざす特別支援教育あり方懇話会を2回実施予定。 ・共生社会づくりをテーマにした県民等対象の全体フォーラムを実施予定。(1月)	学校支援課
びわ湖フローティングスクール事業	子どもたちの環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開します。	236,906	出航式 4月23日 52 航海を実施し、143 校の児童が参加した。	終航式2月24日 41航海を実施し、111校の児童が参加する予定。	学校教育課
森林環境学習「やまのこ」事業	森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に森林体験学習を実施します。 ○参加校 :242校	100,687	小学校 141校において実施	小学校 101校において実施予定	森林政策課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
「たんぼのこ」体験事業	農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援します。	(自治振興 交付金)	計画の提出があった小学校 207校で実施。	引き続き、小学校207校において 実施。	食のブランド 推進課
びわ湖ホール舞台芸術体験事業 （「ホールの子」事業）	文化振興基本方針の重点施策である「子どもたちが本物の文化に触れる機会の充実」を実現するため、びわ湖ホールにおいて、県内の小学生（中学年）を対象とした音楽公演を、ホールと県の共同により実施し、子ども達が本物の舞台芸術に直接触れる機会を提供します。平成26年度は4日8公演実施します。	16,304	期間：6月3日～6日 午前・午後で計8回公演 場所：滋賀県立芸術劇場びわ湖 ホール大ホール 指揮：園田隆一郎 管弦楽：京都市交響楽団 独唱・合唱：びわ湖ホール声楽 アンサンブル 参加者：89校・6,755人	—	文化振興課
「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業	子どもたちの内面的問題解決に文化芸術の力を活かし、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図るため、芸術表現体験活動を取り入れたワークショップ型のプログラムを検討し、実施します。 ○実施校：県内2校、適応指導教室1箇所	1,100	プログラム実施校 ・小学校 1校 ・適応指導教室 1か所	プログラム実施校 (継続) ・小学校 1校 ・適応指導教室 1か所 (新規) ・中学校 1校	文化振興課
学校いきいき体験活動 プロジェクト 新	楽しく豊かな学級や学校生活づくりのため、話し合い活動を通して、子どもたちの自主的、実践的な態度の育成や学級の温かい雰囲気づくり、よりよい人間関係を築き、子どもたちの日々の生活をはじめとする体験活動の充実を図ります。 ○実践研究校：5校(小・中学校) ○楽しく豊かな学級・学校生活をつくるための指導力向上研修会の実施：年1回	548	・実践研究校を訪問し指導・助言を行った。 小学校4回、中学校4回。 ・楽しく豊かな学級・学校生活をつくるための指導力向上研修会を実施した。(5月8日)	・実践研究校を訪問し指導・助言を行う。 小学校5回、中学校2回 ・実践研究校の実践結果をまとめて学校における体験活動のねらいや指導の在り方についてのガイドブックを作成し、全小中学校に配布する予定。	学校教育課

② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
ハイスクールカンファレンスしが	各県立高校で、生徒会や部活動等の諸活動において中心となって活躍している生徒が一堂に会し、自治の意味・意義について考え、各校での生徒の自主的な取組等について討議を行う機会として、「ハイスクールカンファレンスしが」を開催し、生徒の自発的・自治的な活動を促進します。 ○開催時期：12月	20	—	12月25日(木)に開催予定 公募によるカンファレンス運営委員により運営する予定	学校教育課
子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議	公立小学校・中学校・高校の代表者がよりよい児童会・生徒会活動のあり方等について意見交換を行う機会として、「子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議」を開催します。その内容を各学校へ周知し、児童生徒自らがいじめの防止等に取り組む活動を促進します。 ○会議開催：年3回	—	テーマ：インターネットの利用について考えよう 委員の委嘱：21名 第1回会議を開催(8月26日)	・第2回会議：12月6日 滋賀県PTA大会において、児童生徒委員がインターネット利用実態調査の結果発表を行う。 ・第3回会議：12月25日 調査結果に基づき、今後の取組について協議を行う。	学校教育課

③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
ストップいじめアクションプランの改訂	いじめの防止に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での一層の活用を促し、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	・平成26年5月版として改訂を行い、各市町教育委員会、全小中高等学校に配布した。 ・研修会や学校訪問等で校内をはじめPTA、地域での研修会等で活用されるよう広報した。	・今年度の「子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議」の結果を反映させる。 ・研修会や学校訪問等で校内をはじめPTA、地域での研修会等での活用について広報する。	学校教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による啓発	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	・保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」により、保護者に対し啓発を行った。	・より効果的な啓発につながる県教育委員会ホームページの作成を行う。 ・次年度にむけた「子育てリーフレット」の作成を行う。 ・滋賀県政広報番組「テレビ滋賀プラスワン」で児童生徒の取組を広報する。	学校教育課
児童生徒等を対象とした非行防止教室	児童生徒を対象とした非行防止教室を開催し、規範意識を高め、いじめの防止につなげます。	—	児童生徒を対象とした非行防止教室を延べ 145 回実施した。	引き続き非行防止教室を実施し、規範意識の向上を図る。	警察本部 少年課

(2) いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)

① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等の実施	県立学校に対し、児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等を学期に1回以上実施し、的確な実態把握に努めるよう指導します。また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	市町教育委員会および県立学校に対し、アンケート調査にかかる配慮事項について再度、周知を図るとともに、アンケートのひな型を提示した。	アンケートおよび個別面談の実施状況を調査し、指導・助言を行う。	学校教育課

② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センターの相談電話(こころんだいやる)において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応し、気軽に相談できる場の確保を図ります。	26,703	相談件数 1,328 件(8 月末現在) 内、子どもからの直接相談は 264 件	引き続き、子どもナイトだいやると連携し、24 時間体制で電話相談を実施する。	子ども・青少年局
子どもナイトだいやる	夜間の相談電話「子どもナイトだいやる」により、「こころんだいやる」とあわせて24時間電話相談体制を整え、子どもや保護者からの相談に対応します。	4,750	相談件数 175 件(9 月末現在) 内、子どもから直接相談は 48 件	引き続き、こころんだいやると連携し、24 時間体制で電話相談を実施する。	学校教育課

③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 新	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○1校当たりの派遣回数: 1～9回/月 ○常駐モデル校: 4中学校	69,934	・臨床心理士 75 名・学校心理士 4 名を配置・派遣した。中学校全 100 校(内、常駐校 4 校)、高等学校全 45 校(内、重点校 10 校) ・子ども・保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施。 ・いじめの早期認知が進み早期対応を図ることができた。	・引き続き早期発見・早期対応に努めるとともに、教員のスキルアップに努め、組織対応力の向上を図る。	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業		62,941			

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
指導主事による学校訪問等の実施	指導主事が県立学校や市町教育委員会を通じて学校へ訪問し、学校における「いじめ対策委員会」の活動状況や生徒指導体制について把握し、指導・助言します。	—	学校を訪問し、指導・助言を実施した。 市町立小中学校 24校 県立学校 44校	引き続き学校を訪問し、指導・助言を行う。 市町立小中学校 46校 県立学校は必要に応じて訪問する。	学校教育課 学校支援課
ストップいじめアクションプランの改訂【再掲】	いじめの防止等に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」の内容の充実に努め、県立学校に対し、当該アクションプランを活用して定期的に取り組む状況の点検を行うよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	・保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」により、保護者に対し啓発を行った。	・より効果的な啓発につながる県教育委員会ホームページの作成を行う。 ・次年度にむけた「子育てリーフレット」の作成を行う。 ・滋賀県政広報番組「テレビ滋賀プラスワン」で啓発を行う。	学校教育課

(3) 関係機関等との連携等(法第1条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 新	県と関係機関・団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するため、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関間で情報の共有や対策についての協議、連絡調整を行います。 ○会議開催:年3回	404	・第1回協議会の開催: 5月29日(木) ・県および関係機関・団体と情報共有を行った。 ・協議会に「いじめ問題対策推進部会」を設置。	・第2回協議会の開催: 12月22日(月)	学校教育課
学校と警察の連絡制度	学校および警察で把握した児童生徒の非行事案やいじめ等問題行動事案等の情報を適時適切に相互連絡し、学校と警察が連携した指導・助言を行い、健全育成を図ります。	—	・学校と警察との相互連携が円滑に進むよう、連絡制度の運用に関わる各窓口を定めた。 ・問題行動や非行事案等に係る相談や相互連絡を図った。	児童生徒の問題行動や非行事案について、連絡制度により学校と警察とが連携を図り、その児童生徒に対する指導や保護者への支援、再発防止に向け取り組む。	学校教育課 警察本部 少年課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
生徒指導緊急特別対応事業	<p>警察官OBと教員OBをチームとして学校へ派遣し、いじめの防止や困難な問題の解決に向けた学校の取組を支援するとともに、学校と警察、児童相談所、医療機関等との連携を促進します。</p> <p>○チーム配置数：4チーム</p>	18,278	<p>・1学期に全ての学校を訪問。状況を把握し関係機関との適切な連携を図った。</p> <p>・学校からの要請訪問は11回(前年同期2回より増加)</p>	<p>2学期以降は、課題が大きい学校を中心に訪問。</p> <p>・関係機関との連携促進</p> <p>・学校への助言</p>	学校教育課
滋賀県人権相談ネットワーク協議会	<p>いじめ等、人権に関する様々な悩みに的確に対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、国や県、市町の人権に関する相談機関間で相互に連絡調整や情報交換を行います。また、相談窓口の広報を行います。</p> <p>○会議・研修会開催：年4回</p>	363	<p>第1回講座開催 平成26年7月2日(水) 講師：聖泉大学副学長 高橋啓子さん テーマ：人権相談の進め方</p>	<p>第2回講座開催 平成26年10月2日(木) 講師：聖泉大学副学長 高橋啓子さん 精神保健センター職員 12月、3月にも開催予定。</p>	人権施策推進課
地域住民と連携したいじめ対応支援事業	<p>学校支援地域本部事業の制度を活用し、地域住民と連携したいじめ対応を中心とした取組を実施しようとする市町に対する支援の充実を図るとともに、本部の立ち上げを支援することにより、地域と学校との連携体制を構築し、いじめの早期発見・早期対応等を図るための環境を整備します。</p> <p>○支援する本部の数：4市17本部 大津市(6本部) 彦根市(2本部) 近江八幡市(3本部) 湖南市(6本部)</p>	8,707	<p>・小学校20校、中学校6校にて実施。いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。</p> <p>・実施校のコーディネーターおよびボランティア、行政関係者等を対象とした研修を実施。関係者の資質向上に努めた。</p>	<p>引き続き早期発見・早期対応に努めるとともに、地域コーディネーターの資質向上や教員との連携強化に努め、組織対応力の向上を図る。</p>	生涯学習課
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)	<p>開かれた学校づくりや、教職員と地域の大人の協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの導入により地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。</p>	—	<p>県内43校園を指定(小学校29校、中学校13校、幼稚園1園) ※指定は市町で実施</p>	<p>引き続き、制度の普及・啓発に努める。</p>	生涯学習課
児童委員特別研修委託事業	<p>いじめ問題の地域における身近な相談相手として、児童委員および主任児童委員を対象に、いじめ問題や学校との連携に関する研修を実施し、資質向上を図ります。</p> <p>○研修会：県内3会場で実施</p>	363	<p>児童委員および主任児童委員を対象とした研修を実施 8月20日(米原公民館) 8月21日(男女共同参画センター) 8月25日(長寿社会福祉センター)</p>	—	子ども・青少年局

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係）

① 教員の資質能力の向上

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
人事評価の取組	教員が自己目標を設定する際の重点項目の中に、いじめの早期発見、早期対応の観点を取り入れて、教職員全体の意識を高めます。	—	目標設定や面談を通じて、いじめに問題に対する意識を高める。	引き続き、意識向上および目標達成に向けて取組む。	教職員課
教職員研修費	新規採用教職員研修、教職2年次研修、教職3年次研修、5年経験者研修、10年経験者研修、学級経営支援研修において、教職経験に応じた、いじめの未然防止、いじめへの適切な対応に関する研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。	604	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修で小学校は2回実施、中学校・高校は3回実施 特別支援学校は1回実施 ・2年次研、3年次研、5年経験者研で1回ずつ実施 ・10年経験者研で小学校、高校は2回実施、中学校、特別支援学校は1回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修 小・中学校 ①11月4日②6日 高校①1月20日②22日 特別支援学校①11月18日②20日（①は1班②は2班） ・10年経験者研修 中学校 11月11日（火） 	総合教育センター
生徒指導・進路指導推進事業	<p>すべての公立学校の生徒指導主任主事や教育相談担当者等を対象に、専門家による講義や優れた実践例についての情報交換等を内容とする研修を行い、教員の資質能力の向上を図ります。</p> <p>○研修会開催時期:</p> <p>生徒指導主任主事を対象とした研修会 8月 教育相談担当者を対象とした研修会 8月 管理職を対象とした研修会 11月</p>	893	<ul style="list-style-type: none"> ・市町立小中学校および県立学校の指導主任主事を対象とした研修会の実施 8月19日(県立大学) ・市町立小中学校および県立学校の教育相談担当者を対象とした研修会の実施 8月20日(県立大学) 	市町立小中学校および県立学校の管理職を対象とした研修会の実施 11月20日(栗東市さくら)	学校教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 新	<p>心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。</p> <p>○1校当たりの派遣回数:1~9回/月</p> <p>○常駐モデル校:4中学校</p>	69,934	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士75名・学校心理士4名を配置・派遣した。中学校全100校(内、常駐校4校)、高等学校全45校(内、重点校10校) ・子どもや保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施 ・いじめの早期認知が進み早期対応を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き早期発見・早期対応に努めるとともに、教員のスキルアップに努め、組織対応力の向上を図る。 	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業		62,941			学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	<p>福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。</p> <p>○派遣校:11 小学校</p>	20,877	<ul style="list-style-type: none"> ・学校不適應の課題が大きい小学校11校にスクールソーシャルワーカー9名を配置。 ・課題を抱える小中学校にスーパーバイザーを派遣。 ・いじめや友人関係の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、いじめの早期認知や未然防止につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き社会福祉的な視点からアセスメントを行い課題改善に努める。 ・社会福祉的な視点からきめ細かな支援が行えるよう教員対象とした研修会を実施する。(年間3回、内2回は実施済) 	学校教育課
高等学校巡回チーム派遣事業	<p>特別支援教育巡回チームの派遣により、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒への指導力の向上を図ります。</p> <p>○派遣校:18 高等学校(全日制17・定時制1)</p>	1,855	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校18校に特別支援教育巡回チームを派遣。 ・発達障害等により特別な教育的支援を受ける必要がある生徒に対する指導力の向上および個別の指導計画および教育支援計画の作成や活用促進を図るため、専門家等による巡回チームを派遣した。(のべ53回派遣) 	引き続き、特別支援教育巡回チームを派遣して、派遣する学校に在籍する発達障害のある生徒への支援等について、当該高等学校の教職員に指導助言を行う。(年間7回×18校)	学校支援課

② 生徒指導に係る体制等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
少人数学級編制の実施 拡	<ul style="list-style-type: none"> ・法律により義務付けられている小1に加え、小2から小4および中1から中3(小3については複数指導との選択制、小4・中2・中3については少人数指導との選択制)における35人学級編制をすべての小中学校で実施します。 ・各学校の実情に応じ、選択により小5・小6のいずれかの学年において35人学級編制を実施します。 	3,088,400	35人学級編制を実施するため、小2から小6に180人、中学校に165人の教員を加配し、きめ細かな指導の充実に努めた。	引き続き、より一層きめこまかな指導を充実させ、生徒指導に係る体制の充実等を図る。	教職員課
養護教諭の複数配置	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応の窓口となる養護教諭を複数配置し、その機能が十分に発揮できるようにします。(中2名) ・生徒指導の体制等の充実のため、義務標準法により大規模校に複数養護教諭を配置します。(小17名、中8名) ・上記の大規模校に続く規模の学校に、県単独予算により年度当初の3か月間、複数養護教諭を配置します。(小3名、中2名) 	国加配 16,335 小 102,877 中 64,597	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校にいじめ対応を専任とする養護教諭を2校に配置。 ・義務標準法により大規模校である、小学校(児童数851名以上)に17名、中学校(生徒数801名以上)に8名を配置。 ・県単独措置により、小学校(児童数800名以上)に3名、中学校(生徒数750名以上)に2名を配置。 	引き続き、より一層きめこまかな指導を充実させ、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実等を図る。	教職員課
加配教員の配置	いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組むことができる教員の配置を行います。(中4名)	49,003	いじめの課題が顕著な中学校3校に計4人を加配し、いじめ問題に対する指導の充実に努める。	引き続き、より一層きめこまかな指導を充実させ、いじめ問題への予防、対応への体制の充実等を図る。	教職員課
スクーリング・ケアサポーター派遣事業	いじめの早期発見や学校不適應の児童生徒の支援のため、児童生徒と年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして市町教育委員会に派遣します。	(自治振興交付金)	15市町で実施。63小学校と2適応指導教室へ計77名を派遣し、いじめや学校不適應の児童に個別対応をする。	引き続き個別対応を充実させ、不登校の未然防止と不登校児童の教室復帰等を図る取組の推進。	学校教育課

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小中学校に派遣するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○1校当たりの派遣回数:1~9回/月 ○常駐モデル校:4中学校	69,934	・臨床心理士75名・学校心理士4名を配置・派遣した。中学校全100校(内、常駐校4校)、高等学校全45校(内、重点校10校) ・子どもや保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施 ・いじめの早期認知が進み早期対応を図ることができた。	・引き続き早期発見・早期対応に努めるとともに、教員のスキルアップに努め、組織対応力の向上を図る。	学校教育課
いじめから子どもを守るための相談活動推進事業 【再掲】		62,941			学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	いじめの防止等のため、福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを市町立小学校に派遣し、児童生徒を取り巻く環境の調整や改善を図ります。 ○派遣校:11小学校	20,877	・学校不適応の課題が大きい小学校11校にスクールソーシャルワーカー9名を配置。 ・課題を抱える小中学校にスーパーバイザーを派遣。 ・いじめや友人関係の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、いじめの早期認知や未然防止につながった。	・引き続き社会福祉的な視点からアセスメントを行い課題改善に努める。 ・社会福祉的な視点からきめ細かな支援が行えるよう教員対象とした研修会を実施する。 (年間3回、内2回は実施済)	学校教育課

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
生徒指導緊急サポート事業	学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム:弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	4,113	緊急派遣・支援45回(延べ)重大な事案につながりそうときや緊急事案に際し、専門家を派遣し助言することにより、教員が見通しをもって組織対応することが可能となり、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	・引き続き緊急派遣等の支援を行う。 ・より効果的な支援のあり方について検討するため、専門家チーム会議を開催する(10月・2月)。	学校教育課

⑤ 学校運営の改善への支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
副校長、主幹教諭の配置	県立学校、公立小中学校において、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を配置します。 ○H26:80名(県立副校長:20名、県立主幹教諭:16名、小中主幹教諭:44名)	—	教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を、県立副校長20名、県立主幹教諭16名、小学校主幹教諭22名、中学校主幹教諭22名を配置し、校内体制の充実を図った。	引き続き、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保、校内体制の充実を図る。	教職員課

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第 1条関)

① インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための啓発活動

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
県立高校における情報教育	高等学校教科「情報」の授業において、メールやブログ、SNS等を利用する際の注意事項を考えさせる中で、他人を誹謗・中傷するような情報発信をしないことや、受信する情報の信憑性等について指導します。	—	教科「情報」の年間指導計画に従い、「情報モラル」や「情報セキュリティ」に関する指導を行った。	引き続き、教科「情報」の年間指導計画に従い指導を行う。	学校教育課
学校教育の情報化推進のための教職員研修	教職員研修として、「ネット社会の現状と課題」「情報モラル教育における確かな授業づくり」をテーマとした講義・演習の時間を設け、ネットいじめ等、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止に向けて教職員の指導力および授業力の向上を図ります。 ○情報教育研修の実施:年9回	—	・情報教育に関する希望研修(6研修)において講義・演習を実施。受講者数 144 ・「情報モラル教育の推進」をテーマに学校支援(出張研修)を7件実施。受講者数 213	・初任者研修(全校種)や10年経験者研修(全校種)、教育の情報化研修で講義・演習を実施予定。 ・学校支援(出張研修)を依頼に応じ随時実施。	総合教育センター
保護者に対する啓発	保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について、PTAと連携して啓発に努めます。	—	滋賀県PTA連絡協議会と共催で子どものインターネットの利用実態調査を実施中。	子どものインターネット利用実態調査の結果を活用し、啓発に努める。	学校教育課

② インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
学校連絡制度の活用等	インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。	—	いじめに関する事案発生時に学校と警察が緊密に連携を図れるよう、連絡制度により県教育委員会と県警察本部において平時から児童生徒の問題行動や非行事案について情報共有を図っている。	引き続き県教育委員会と県警察本部において児童生徒の問題行動や非行事案について情報共有を図りながら連携して児童生徒に対する指導や保護者への支援、再発防止に向け取り組む。	学校教育課

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第20条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
「絆をつむぐ学校づくり」研究事業 新	いじめ問題への対応として、小学校2校、中学校2校、高校1校において、以下をテーマにした実践研究を行い、それぞれについて具体的なモデルを開発しその成果を普及します。 ○実践研究のテーマ： ・児童生徒が主人公となる学校づくり ・学校における教職員の組織体制の充実 ・教職員の教育力の向上	260	・研究校の指定:小学校2校、中学校2校、高校1校 ・小中学校では、学級アセスメントテストを行い、日々の実践に生かす。 ・高校では、子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議での取組を生徒会活動に生かせるよう取り組む。	・それぞれの学校において、学級アセスメントテストの結果を生かし、いじめの年間計画に基づき取組を展開する。 ・児童生徒が主人公となる学校づくりを推進し、いじめの未然防止に努める。	学校教育課

(7) 啓発活動(法第21条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による広報啓発【再掲】	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	—	保護者向け情報誌「教育しが」や「子育てリーフレット」により、保護者に対し啓発を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な啓発につながる県教育委員会ホームページの作成を行う。 ・次年度にむけた「子育てリーフレット」の作成を行う。 ・滋賀県政広報番組「テレビ滋賀プラスワン」で児童生徒の取組について広報する。 	学校教育課
人権啓発活動推進費	人権が尊重される社会づくりをめざして、さまざまな人権問題に対応するため、県民の皆さんの人権意識の高揚を図ります。多様な広報媒体を活用した情報発信や参加型イベントの開催等により、幅広い対象に向けた人権啓発を行います。	(人権啓発全体額) 53,336	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアミックス人権啓発事業の実施 ・「じんけんフェスタしが 2014」の開催 ・広報誌「ふれあいプラスワン」の発行 ・市町人権啓発活動委託事業の実施(19市町) 	人権週間(12/4～12/10)等の機会をとらえ、引き続き人権啓発活動を実施する。	人権施策推進課
「ともに学び、ともにめざす」滋賀の特別支援教育推進事業【再掲】 新	障害のある子とない子がともに学ぶモデル事業や、望ましい就学指導を進める研究会議、県民等を対象とした全体フォーラムを開催するとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた滋賀のめざす特別支援教育のあり方について検討します。	5,289	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と小学校の児童が共に学びあうモデル事業の前期分を草津市と甲賀市の2地域で実施。 ・市町の就学指導を支援するための研修会を4回、研究会議を2回実施。 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた滋賀のめざす特別支援教育のあり方懇話会を2回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と小学校の児童が共に学びあうモデル事業の後期分を同じ2地域で実施予定。 ・市町との連携による就学指導研究会議を2回実施予定。 ・滋賀のめざす特別支援教育あり方懇話会を2回実施予定。 ・共生社会づくりをテーマにした県民等対象の全体フォーラムを1月に実施予定。 	学校支援課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
家庭教育活性化推進事業	<p>「家庭教育学習資料」を活用した講習会を開催し、各PTAにおける親同士の「語り合いを通じた親育ち」活動を推進します。</p> <p>また、体験に基づいた家庭教育に関する県民の思いや願いを募集・発信し、保護者が自信を持って家庭教育に取り組める社会づくりを推進します。</p> <p>○子育て学習講習会: 県内5会場で開催</p>	344	<p>・PTA会員等を対象に、「子育て学習講習会」を県内5会場で実施した。</p> <p>①水口会場 5/24 (57名) ②草津会場 5/25 (87名) ③近江八幡会場 5/31 (105名) ④大津会場 6/1 (40名) ⑤米原会場 6/7 (39名) 参加者数計 328名</p> <p>・教育の力発信事業 「湖国の親子へ贈る言葉」を県民・教員に募集し、57作品の応募があった。</p>	<p>・「家庭教育学習資料」の一部改訂を行う。</p> <p>・応募のあった「湖国の親子へ贈る言葉」57作品から、啓発作品を選定し、12月の滋賀県PTA大会で公表する。</p>	生涯学習課
保護者用非行防止指導教材	<p>小学5年生および中学1年生の保護者を対象に非行防止指導教材「ひだまり」を作成・配布し、各家庭において、子どもの規範意識を育むための指導を適切に行うことができるよう支援します。</p>	484	<p>小学5年生保護者用 19,320部 および中学1年生保護者用 17,420部を作成し、7月に小中学校を通じて配布した。</p>	(年度に1回の作成)	警察本部 少年課
児童生徒用非行防止教材	<p>小学5年生および中学1年生を対象に非行防止教材「あじさい」を作成・配布し、児童生徒の規範意識を育み、いじめの防止に向けた啓発に努めます。</p>	484	<p>小学5年生用 19,320部および 中学1年生用 17,420部を作成し、7月に小中学校を通じて配布した。</p>	(年度に1回の作成)	警察本部 少年課

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第24条関)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 新	県教育委員会の附属機関として、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議を行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行います。	6,593	調査委員会の開催：2回 (5月2日、9月1日) ・法第14条第3項に基づき 諮問を行った。 ・施策の実施状況および事案 の対応について意見・助言を受 けた。 ※法24条および28条第1項に かかる調査は実施なし。	・調査委員会の開催予定： 2回(10月30日、3月) ・平成26年度末に答申 ※法24条および28条第1項に かかる調査を実施する場合は 別に諮問する。	学校教育課

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第27条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
学校相互間の連携協力体制の整備	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報を共有します。	—	複数の学校の児童生徒が関わる事案が発生した場合においても学校間で連携が図れるよう、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会等を通じ情報交換や情報共有を進めている。	引き続き、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会等を通じ情報交換や情報共有を進める。	学校教育課 総務課

(10) 学校評価(法第34条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
学校評価	<p>県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。</p> <p>また、評価の結果を公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、保護者や地域等の理解と参画を得て、家庭、地域との連携・協力による学校づくりを進めます。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において「いじめ問題への対応」に関する項目を含め、学校評価の重点評価項目を設定した。(4月) 中間評価を実施し、その結果については各学校のホームページで公表する。(10月) 評価項目について、必要に応じ指導・助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価を実施し、その結果については各学校のホームページで公表する。(3月) 結果の公表とともに、アンケート結果やその分析、次年度の改善策等も併せて公表するよう指導する。(3月) 	学校教育課

(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
いじめで悩む子ども支援事業	<p>各地域に相談員を配置し、いじめで悩む子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、第三者的立場から子どもを取り巻く関係を調整する等して、子どもが自らの力でいじめ問題を解決できるよう支援します。</p> <p>○相談員の配置等: 県庁内 3名(☎077-524-7500) 大津・高島地域 3名(☎077-522-2020) 南部・甲賀地域 3名(☎077-567-5404) 東近江地域 3名(☎0749-31-3083) 湖東・湖北地域 3名(☎0749-24-1555)</p>	41,800	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 145件(延べ) 継続案件 19件 月2回のケース会議の実施し、専門家2名より助言をいただきながら、「子どもの思いに寄り添った対応」について協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、子どもの思いに寄り添った相談を実施する。 相談員が学校や学童保育所等に訪問し、直接子どもに周知を行う。 	学校教育課

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
私立学校振興補助金	私立学校がいじめの防止等の取組として実施する人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します。	(補助金 全体額) 3,634,621	—	人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、各学校の取組に応じて傾斜配分を行うことにより、経常的経費の補助を行う。	総務課

(2) 人権教育に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
人権教育推進事業	私立学校教職員の人権意識を高め、人権教育の充実向上を図るための研修を実施します。 ○研修会の開催: 全体研修会1回、現地研修会1回	42	—	滋賀県私立学校人権教育推進会議 ・現地研修 11月7日(金) 奈良市内 人権スポット探訪 ・全体研修会 12月4日(木)	総務課
私立学校人権教育代替教員給与費補助金	人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員を配置する場合に、当該代替教員の給与費の一部を補助します。	2,407	—	人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員を配置する場合に、当該代替教員の給与費の一部を補助する。(学校法人8法人予定)	総務課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
私学団体教職員研修事業補助金	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図る目的で私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助します。	382	—	私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助する。(私学3団体)	総務課

(3) いじめの防止等に関する情報提供等

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
私立学校への情報提供等	文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校教職員も参加できるよう取り組みます。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省等のいじめの防止等に関する情報については迅速に私立学校に提供する。 ・県教委等の実施する研修会には私立学校の教職員の参加を促す。 	総務課

(4) 私立学校主管部局の体制整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
私立学校主管部局体制整備	教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局である総務部総務課に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるよう体制整備を図ります。	—	教員を一人配置し、県教育委員会との連携を図った。また、学校調査時にいじめの防止等について周知等を行った。	引き続き教員を一人配置し、県教育委員会との連携を図るとともに、重大事態があった場合等に適切に対応する。	総務課

3 重大事態への対処

(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 【再掲】 新	県教育委員会が調査主体となる場合、1(8)で示した「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」において調査を行います。	6,593	調査委員会の開催: 2回(5月2日、9月1日) ・法第14条第3項に基づき 諮問を行った。 ・施策の実施状況および事案 の対応について意見・助言を受 けた。 ※法24条および28条第1項に かかる調査は実施なし	・調査委員会の開催予定: 2回(10月30日、3月) ・平成26年度末に答申 ※法24条および28条第1項に かかる調査を実施する場合は 別に諮問する。	学校教育課
生徒指導緊急サポート 事業 【再掲】	学校が調査主体となる場合、適切に調査が実施できるよう、 学校からの求めや重大事態の性質に応じて、弁護士や臨床 心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム: 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、 社会福祉士、大学教授で構成	4,113	緊急派遣・支援45回(延べ) 重大な事案につながりそうなと きや緊急事案に際し、専門家を 派遣し助言することにより、教員 が見通しをもって組織対応する ことが可能となり、迅速かつ適 切な支援を行うことができた。	・引き続き緊急派遣等の支援を 行う。 ・より効果的な支援のあり方につ いて検討するため、専門家 チーム会議を開催する (10月・2月)。	学校教育課

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
滋賀県いじめ再調査委員会 新	いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、同法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うため、知事の附属機関として、「滋賀県いじめ再調査委員会」を設置し、その適正な運営を図ります。	7,550	委員会の開催 1回(5月28日) ・本県におけるいじめ対策について ・委員会における調査の進め方等について ・委員会の運営について ※ 法30条2項および31条2項にかかる調査は実施なし。	・いじめ重大事態にかかる報告を受けた都度、開催予定。	総務課

(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	上半期の実施状況	下半期の実施予定	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	学校が調査主体となる場合、適切に調査が実施できるよう、学校からの求めや重大事態の性質に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授で構成	4,113	緊急派遣・支援45回(延べ) 重大な事案につながりそうなときや緊急事案に際し、専門家を派遣し助言することにより、教員が見通しをもって組織対応することが可能となり、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	・引き続き緊急派遣等の支援を行う。 ・より効果的な支援のあり方について検討するため、専門家チーム会議を開催する(10月・2月)。	学校教育課
附属機関の設置に対する支援	職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。	—	・市町教育委員会の取組に対し、助言を行った。 ・医師会等に対し、市町教育委員会の取組に支援いただくよう要請を行った。	引き続き、助言・支援を実施していく。	学校教育課